

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	都道府県	青森県	
		提案事項管理番号	1001010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条、別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>在留資格「企業内転勤」を申請する外国人は、申請に係る転勤の直前に、外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間を含む。)、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。また、日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けることも要件とされている。</p>

求める措置の具体的内容	国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者(中度技術者)を、国内に一定条件のもとに治外法権的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分シフトすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え再活性化につながる効果がある。</p> <p>またそれに伴う国内の労働市場への影響については、治外法権的に特定工場の中だけで実施され(労働基準法・最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。</p> <p>治安に関しても、研修生制度と違い現地ブローカーの介在がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・III
<p>「企業内転勤」は企業の国際化の進展に伴い、企業における人事異動による外国人の受入れの必要性を踏まえ設けられた在留資格であり、この趣旨を逸脱して、外国で労働者を雇用し、本邦に転勤させて活動内容を問うことなく業務に従事させることは事実上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、そのような緩和措置を講ずることは困難である。</p> <p>本件要望の趣旨は、現在我が国で受入れが認められている専門的・技術的な労働者に分類されない、いわゆる単純労働者の受入れを求めるものであると解されるが、このような外国人労働者の受入れは、我が国の社会に大きな影響を与え、将来的な我が国の在り方にも関わることであるから、国民的コンセンサスを踏まえて慎重に対応する必要があるというのが政府の基本方針であり、これと明らかに矛盾する政策を特区の中で実施することは不相当である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I・III

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I・III

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1015020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	弁護士法第72条, 第77条第3号
制度の現状	<p>弁護士でない者は, 報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また, その違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行えると解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反だという者がいる。行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。</p> <p>なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには、十分な合理性、必要性があると考えられる。</p> <p>御要望の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」が具体的にいかなるものを指すのか明らかではないが、仮に、弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものを指すのであれば、その範囲は極めて多岐に渡り、かつ、当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について当該業務を行うことを認めることは相当でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
提案主体からの意見	

2003年成立の改正弁護士法72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁護士法72条の規制の対象外になったと理解している。

この理解が正しいのか、法務省の見解を伺いたい。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
-------------	-------------	---	-------------	---

原回答のとおりである。ちなみに、平成15年の弁護士法改正により、非弁護士(非弁護士法人)による法律事務取扱いの取締りの例外として、弁護士法第72条ただし書に「この法律に別段の定めがある場合」としていたのを「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合」と改めたが、その趣旨は、隣接法律専門職者の業務行為の範囲を定める法律と本条との関係を入念的に整理したものに基づき、隣接法律専門職者が行い得る業務行為の範囲を拡大したものではない。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」(地方自治制度研究会「改訂新版 詳解行政書士法」30頁・2000年)とある。

2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は業務範囲を拡大して、代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになったと解釈できる。そう解釈しなければ行政書士法改正の意味がなくなる。

2003年成立の改正弁護士法72条により、行政書士法との調整が行われたのである。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
--------------	--------------	---	--------------	---

これまでに回答したとおりである。

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明 確化	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1015030	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	弁護士法第72条, 第77条第3号
制度の現状	弁護士でない者は, 報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また, その違反者には刑罰が科される。

求める措置の具体的内容	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年)とある。</p> <p>国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>法務省が総務省の有権解釈を否定することは越権行為である。</p> <p>「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法第72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉学はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには、十分な合理性、必要性があると考えられる。</p> <p>御要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、仮に、契約に係る法律事務の取扱いを業として行うことを意味するのであれば、当該業務については、契約の種類・内容が多様多様であることのみならず、当該業務が当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について当該業務を行うことを認めることは相当でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	
提案主体からの意見		当該要望は、「弁護士法第 72 条が規制対象としているのは、『紛争性のある法律事務』に限り、『紛争性のない法律事務』は規制対象外である。」との見解に立っている。 この見解が正しいのか、法務省の見解を伺いたい。	
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
原回答のとおりであるが、一般論としては、御指摘の契約締結代理が弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当する場合には、弁護士又は弁護士法人以外の者が当該代理を業とすることが禁止されているところである。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	
提案主体からの再意見		当該要望は弁護士法第 72 条が規制対象としていない「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化を求めているものである。法務省は混同しないでいただきたい。 「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第 72 条の規制対象外である。」(特許庁総務部総務課「改訂新版 条解弁理士法」73 頁・2005 年)とあり、この見解により平成 12 年改正弁理士法に「弁理士による紛争性のない契約代理業務」が規定された。 当該要望の「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法第 72 条の規制対象とすると、「営業の自由」を侵害することとなる。	
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I
これまでに回答したとおりである。			

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	平和巡礼特区	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	ワールド・ピース・ヒロシマ		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条
制度の現状	短期間の観光・講習、または会合への参加等の目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。(在留期間は最長90日)

求める措置の具体的内容	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されるところ、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。</p> <p>「広島再生」には内需中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一大土木観光事業『未来の世界遺産“バウムクーヘンの街 HIROSHIMA”』推進の契機としたい。</p> <p>予防措置:</p> <p>懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。</p> <p>その対策として『広島 平和巡礼』では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その旅程を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する <p>など、事実上厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。</p> <p>そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
「平和体験学習」を目的とした入国・在留は、新たに特別な在留資格を設けなくても現行の在留資格「短期滞在」により可能である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
本提案理由を単なる「観光目的」「平和体験学習」と捉えられてのご回答であれば、大きな誤解です。提案理由にも「広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的」と明記していますように、来広者の目的は「平和巡礼」にあります。「平和巡礼」において国・民族・宗教を超えての真の平和対話を HIROSHIMA において日常化していこうという地球規模の世界平和会議の会場なのです。「平和巡礼」とはヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「広島再生」に向けた未来の世界遺産づくりでもあります。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
提案の内容は、「平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立」を図る目的で、既存の在留資格「短期滞在」の活動に該当する活動を「平和巡礼」という新たな在留資格として別個に創設を求めると思われるが、出入国管理及び難民認定法上、同種の活動について複数の在留資格が存在することは予定されておらず、このような措置を講ずることは困難である。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
まず、再検討要請に対する回答“「平和巡礼」という新たな在留資格として別個に創設を求めると思われる”は、発想自体が正反対です。つまり、世界平和の状態から現行の制度を考察して、別個に創設を求めのではなく、在留資格そのものをなくしていく規制緩和の発想です。「査証は免除」としておりますが、独自の法整備において『広島 平和巡礼』パスポートを創設します。ヒロシマ平和巡礼の遺伝子を世界平和の指標にするためです。本提案はヒロシマの使命における「21 世紀 世界平和の実現」に関する建設的提言と御理解頂きたいのです。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
御要望が在留資格そのものをなくすということであれば、在留資格制度は我が国の出入国管理の根幹をなす制度であり、在留資格そのものをなくすことは困難である。			

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	医療ビザの創設	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030010	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条
制度の現状	我が国で治療等を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所要の審査を行った上で、これを認めるなど、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。

求める措置の具体的内容	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。</p> <p>高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。</p> <p>(対象となる医療機関)</p> <p>一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関</p> <p>(認定の条件例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も含め、現行法令の下で対応可能であるが、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において「いわゆる『医療滞在ビザ』を設置し、査証・在留資格の取扱を明確化して渡航回数、期限等を弾力化する」とされていることから、現行制度で対応できない又は不便が生じている等の具体的事例を踏まえ、対応策について検討を進めて参りたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	回答で「検討を進める」としているが、結論を得る時期、実施時期についてお示し願いたい。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。
-------	--

提案主体からの意見				
<p>関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証(医療滞在ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。この場合、①営利を目的とせず、外国人患者に対し保険診療に準じた自費診療基準を有する、②患者を受け入れた医療機関の地域住民への医療提供体制に支障を来さぬよう、国として配慮・支援を行う、③医療通訳等の外国人受入体制が整っている、④国は、外国人患者の受入医療機関に対し定期的に監査を行い、これらに問題がある場合は是正を指導するとともに、監査結果を公表することが必要。」との意見が出ており、制度検討に当たり配慮願いたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人に係る在留資格の取扱の明確化については本年度中に検討し結論を得ることとしている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1030050
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条、別表第一の二、四、五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第十一号
制度の現状	所定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子については、在留資格「家族滞在」が付与される。また、「特定活動」の在留資格をもって在留する者でいわゆる特定研究等活動又は特定情報処理活動を行うものの親については、「特定活動」の在留資格により入国・在留が認められる。

求める措置の具体的内容	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。</p> <p>これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。</p> <p>なお、本提案は適用条件も限定しており、家族滞在の拡大を求めたものではなく、一定の条件をみたく経営者等が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・III
<p>「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親については、政府として移民の受入れ政策をとっていないことから、例外的事情がある場合を除き、長期の在留を認めていないところである。</p> <p>他方、高度人材に関しては、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において「優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」とされており、この対応の中で高度人材の親の帯同についても検討することとしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
回答で「親の帯同について検討する」としているが、結論を得る時期、内容、方向性等について示すとともに、実施に向けて前向きに検討すべきではないか。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
政府の「新成長戦略」(H22.6.18 閣議決定)において、「職歴や実績等に優れた外国人に対し、ポイント制を導入し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」とされており、この対応の中で高度人材の親の帯同についても検討することである。したがって、今後、これら高度人材の範囲や具体的な制度検討にあたり、成長産業分野であり、資本金1億円以上の本社設置外資系企業の「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格である企業人について、親の帯同を特例的に認める対象に含むよう、その方向性ないし具体的内容及びその時期に関する一定の目安を提示願いたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I・III
ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇措置については今年度中に検討し結論を得ることとしている。当該制度については、イノベーションと高い付加価値のあるサービス等を生み出すなど、我が国が戦略的に受入を促進していくべき人材、例えば①研究者、科学者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、②医師や弁護士、情報通信分野等の技術者など、高度な資格、専門知識、技術を有する「高度専門・技術分野」の人材、③企業の経営者や上級幹部などの「経営・管理分野」の人材等を対象として、「学歴」「資格」「職歴」「研究実績」など分野の特性に応じて設定した所定の項目について、項目毎にポイントを付け、ポイントが一定点数に達した者に対し出入国管理上の優遇措置を講ずることを検討しているところ。従って、資本金1億円以上の外資系企業に勤務することのみをもって特定の在留資格の外国人に対し一律に措置を講ずることは想定していない。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
本要望において対象を「資本金1億円以上」としたのは、やみくもな特例範囲の拡大を避けるため、一定以上の規模の企業を念頭にいたものであり、本来の目的として、一定レベルの高度人材たる企業人について、親の帯同を認める特例の対象とすることを求めるものである。 法務省におかれては、ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇措置について、今年度中に結論を出されることであるが、結果的に、本県が要望する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格である企業人について、親の帯同が実現するよう取り組まれない。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I・III
前回回答の通り、ポイント制は、学歴、資格、職歴、研究実績等分野の特性に応じて設定した諸項目についてポイントを算出して出入国管理上の優遇措置を講ずるものであり、資本金1億円以上の外資系企業に勤務することのみをもって特定の在留資格の外国人に対し一律に措置を講ずることは想定していないが、ご提案は検討の参考としたい。			

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520070	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	一般ビザ(文化活動)について在留期間の延長と就労を可能とする規制緩和	都道府県	京都府	提案事項管理番号	1037010
提案主体名	特定非営利活動法人日本料理アカデミー、京都市				

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条
制度の現状	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行う場合、在留資格「文化活動」が付与される。

求める措置の具体的内容	外国人が日本料理店で報酬を得て就労し、必要期間、京都の食文化や京料理の知識・技能を学ぶために滞在できるよう要件を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>伝統と文化に根ざした京都の食文化や京料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいという外国人も増加しており、日本料理アカデミーでは、日本料理を広く世界に普及するため、海外の料理人との交流等に取り組んでいる。</p> <p>しかし、外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら、京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには、法的規制が多く、現行の在留資格制度においては、十分な技能を身に付けることが困難である。</p> <p>一方、料理に携わる外国人が京都の食文化や京料理を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する機会ともなり、観光立国日本の戦略的拠点として重要な役割を担う京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも大きく貢献するものと期待できる。</p> <p>そこで、外国人が日本料理を習得するため環境整備として、在留資格「文化活動」の在留期間の延長(2年程度)と、就労を可能とするよう要件の緩和を求める。</p> <p>一般ビザ(文化活動)での受入れに対しては、年間に20名以上の希望者がある。また、特定非営利活動法人日本料理アカデミーでは、2005年以降毎年、海外より話題の料理人を招聘し、研修を行っており、これまでに総数34名の料理人を迎えている。</p> <p>対象となる外国人は、料理長・副料理長クラス、及びそれに準じる能力・実務経験を有する者、あるいは出身国において影響力のある料理人を想定している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D・C	措置の内容	I・III
<p>在留資格「文化活動」の在留期間は一年又は六月とされており、在留期間の更新も可能であることから、現行制度においても2年程度の在留は可能である。なお、「文化活動」は就労することができない在留資格であり、本邦滞在中の経費支弁や在留状況を確認する必要があることから、最長の在留期間が「1年」とされている。</p> <p>他方、「文化活動」の在留資格は、上述の通り就労することができない在留資格であり、日本料理店で就労しながら日本料理の文化や知識を修得する活動は、「文化活動」の在留資格には該当しない。</p> <p>本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて業務に従事することを通じて技能や知識を修得する活動を行う在留資格としては「技能実習」が整備されたところであり、受入れ機関と送出し機関の関係や座学による講習など入管法令に定める要件を満たした上で、当該制度の活用を検討されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	
提案主体からの意見	
<p>技能実習は、発展途上国等の人材育成や技術移転を支援を目的とする制度であり、海外料理人が日本料理店で就労しながら本格的な日本料理を修得することで、日本料理の海外普及や京都のブランド力の向上を目指す本提案とは趣旨が異なるものである。</p> <p>仮に技能実習制度を活用するとしても、技術を取得するのに十分な期間が確保できないといった課題に加え、受入団体についても非常に厳しい要件が課されていることから、その活用は事実上極めて困難である。</p> <p>については、本提案の本来の趣旨に鑑み、在留資格「文化活動」において就労を可能とするよう、当該資格の要件緩和を改めて求める。</p>	
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し I
<p>入管法は在留資格制度を採用しているところ、行おうとする活動の内容に応じて付与される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されており、就労資格として規定されている在留資格を付与されなければ、就労活動を行うことはできない。</p> <p>既に回答したとおり、在留資格「文化活動」は非就労資格であって、そもそも就労活動を行うことはできない在留資格である。</p> <p>また、同在留資格は、国際的な学術・文化交流の活発化を踏まえ、国際的な相互理解の促進に寄与するものとして、専門家の指導を受けて我が国特有の文化を修得等しようとする者を受け入れるために、平成元年の入管法改正の際に非就労資格として新設されたものであるところ、同在留資格をこのように位置付け規定することの必要性や相当性については現時点でも変わりがない。</p> <p>したがって、要望事項に対応することは困難である。</p>	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	
<p>本提案にあるように、日本料理の修得について、在留資格「技能実習」により就労しながら修得することが可能であるのか、回答されたい。</p> <p>併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>	
提案主体からの再意見	
<p>日本文化修得という在留資格「文化活動」の創設趣旨は本件提案の目的と合致するが、実際の就労を通じてこそ日本料理の修得が図られるものである。また、日本料理の海外への適切な発信や普及は、これまでから農林水産省等においても議論されてきたところである。</p> <p>海外料理人がプロの調理人として日本料理店で就労するには、「技能」、「技能実習」等の在留資格では様々な制約があり、現状では受入れ困難である。</p> <p>したがって、現在非就労資格に区別される当該資格について、就労可能とするよう要件緩和を求めるが、その実現が困難な場合、他の在留資格の要件緩和や新たな在留資格の創設等、今後の検討の可能性等について見通しを示されたい。</p>	
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し I
<p>前回回答のとおり、在留資格「文化活動」は非就労資格であって、就労可能とすることは困難である。就労を通して技能等を修得する活動を行うための在留資格として「技能実習」があり、前々回回答したとおり、入管法令に定める要件を満たした上で、技能実習制度の活用が可能である。</p>	

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520080	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人弁護士のライセンス認可による日本でのビジネスモデル化のサポート (外国法事務弁護士事務所の法人化)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1057020	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	弁護士法30条の2, 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号
制度の現状	<p>外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課されることなく、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けた場合に、外国法事務弁護士として、我が国においてもその資格を取得した外国(原資格国)の法等に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとされている。</p> <p>本制度については、内外からの規制緩和の要望等を踏まえ、これまで数回にわたり法改正を行い、規制を緩和してきた。平成15年の改正では、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同事業化が自由化されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の提供を可能としているが、外国法事務弁護士は、法人組織により、法律事務を提供することが許されていない現状の中、近年では、弁護士と外国法事務弁護士とが提携し合い、協働して関係を構築する必要性が高まっており、現行制度では、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる(外国法共同事業)ものの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。</p> <p>このように、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保したものでなく、その制度的基盤を整備するためにも、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるように規制緩和を実施するとともに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるような規制緩和を提案する。</p> <p>そのことは、我が国の弁護士の育成につながるるとともに、海外の優秀な外国弁護士の確保においても有効であり、大阪市がすすめる海外企業の誘致に対しても大変有効な条件となるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	I
<p>外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。</p> <p>この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。</p> <p>①外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度</p> <p>②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度</p> <p>現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、結論を得る時期、実施時期等について回答されたい。				
提案主体からの意見				
現在、国においては「国際戦略総合特区(仮称)」の創設が打ち出され、本市もさまざまな規制緩和の実施等を提案しており、その動向を見据えて、平成 22 年度中の結論となるよう図られたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F ⇒ C (内閣官房が分類「F」に 該当しないと判断し変更)	「措置の内容」の見直し	I
現在、法務省では、平成21年12月に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の提言内容に沿った法制化の検討を行っているところであり、できるだけ早期に国会への法案提出を目指している。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520090	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1057030	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	—
制度の現状	<p>国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長通達(平成20年2月25日法務省入国管理局管第803号)により各地方入国管理局に通達されており、すでに制度化されている。また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでしまうことも考えられることから、確実かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であると考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
大規模な国際会議においては「航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要」との提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012 のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
案内者の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その場合において案内者によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることは可能である。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520100	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1057031	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省 国土交通省
該当法令等	—
制度の現状	乗員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入りは、関係省庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。

求める措置の具体的内容	<p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
立入制限区域への立入りの可否の判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012 のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国際会議等の送迎のための立入りについては、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保を前提に個別に検討することとされているので、事前に関係省庁に相談いただきたい。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520110	プロジェクト名	エコポイント宝くじ	
要望事項 (事項名)	個人が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換するエコポイント宝くじの創設を正当化する特別法の制定	都道府県	福井県	
		提案事項管理番号	1058010	
提案主体名	(株)市姫商事、福井県商工会議所			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
該当法令等	刑法185条, 187条
制度の現状	刑法185条, 187条

求める措置の具体的内容	<p>第16次経済改革特区に(株)市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイル部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上における決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルがロコミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>賭博、宝くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	c	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	c	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	小規模金融構造改革特区	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1066010
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	金融庁 法務省 消費者庁
該当法令等	利息制限法第1条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条
制度の現状	<p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設(1)について</p> <p>利息制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。</p> <p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設について</p> <p>出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年20%と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ■1年以内の貸付 上限金利 29.2% ■小額の貸付(20万円以内) 29.2% <p>(2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(総量規制は以下の場合には適用除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■返済能力があると認められる場合 <p>返済能力の算定式</p> $\{(\text{総収入} - (\text{必要生活費} + \text{住居費})) \times 0.9 \geq \text{年間総返済額}\}$ <p>*条件:貸付額は算定式左辺の4年分を上限</p> <p>72ヶ月以内に返済完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ■専業主婦の小額貸付 <p>小額:上限50万円</p> <p>上記(1)、(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、貸金業者は府による認証を受けることを義務化</p> <p>○府独自の相談支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW・COを配置
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)について</p> <p>①現状:小規模零細事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少ない。</p> <p>②問題点:上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来し、経済的に不利益をもたらす。</p>
-----------------	---

③解決策: ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。

④効果: 事業者は、金利が高くても適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。

(2)について

①現状: 府調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。

②問題点: 総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不要な破綻に結びつく可能性がある。

③解決策: 返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。

④効果: 資金需要者の利便性を高める。

(1)(2)共通

④効果: (1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。

○府独自の相談支援制度の創設

①現状: 返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティーネットが用意されていない。

②問題点: 離職や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。

③解決策: 府が貸金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。

④効果: 借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容	-
申請者である大阪府の意見・考え方を聴取した上で判断することとしたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	提案主体からの意見・考え方を踏まえた上で、速やかに検討を行い、回答されたい。			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
○アクセス自由な小規模金融市場の創設(1)について 利息制限法に基づく金利規制の在り方については、経済金融情勢や貸付けの実情等の諸般の事情を踏まえて検討する必要があるところ、平成18年の利息制限法改正に際しては、提案のような少額・短期の特例金利を認めるべきとの意見も存在したが、多重債務問題の解決に逆行するものであるなどの理由から採用されず、同改正による利息制限法は本年6月18日に施行されたばかりである。 上記の経緯によれば、提案のような特例の創設には慎重な検討が必要である上、このような利息制限法の根幹に関わる規制の変更は特区制度にはなじまず、対応は困難である。				
○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 本提案は、大阪府に本店を置く貸金業者のみを対象とし、一部取引に関し、出資法上の金利違反の罪となる上限金利を年				

29. 2%に引き上げること等を求めるものであるが、以下の理由から、本提案を認めることは不適當である。

① 大阪府の説明によれば、大阪府では、他の都道府県と比べて高金利での借入需要が高く、これらの者の資金調達手段を確保する必要性が高いことから本提案に及んだとのことである。しかしながら、本提案では、大阪府に本店を置く貸金業者であれば、大阪府内に居住する者ばかりでなく、大阪府外に居住する者との間で契約をした場合であっても、出資法の上限金利の引き上げ等がなされることを予定している。これは、大阪府内の借り手を保護すると本提案の趣旨とそぐわないばかりか、大阪府に本店を置く貸金業者を優遇することとなり、趣旨と提案の内容が一致していない。

② そもそも、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成22年6月18日施行)が、出資法の刑罰対象金利を、年29.2%から利息制限法の上限金利である年20%まで引き下げ、債務者の金利負担を軽減するとともに、みなし弁済制度を廃止したのは、全国一律に多重債務問題の解決を図ることを目的としたものである。にもかかわらず、本提案を認めることは、多重債務問題の解決を図ろうとした上記改正の趣旨・目的にも反する上、金融業者等の違法な経済活動から経済的弱者を保護し、全国的な経済秩序の維持を図ろうとする出資法の趣旨にも反する。

③ また、本提案では、大阪府に本店を置く貸金業者のみを対象として、罰則の適用範囲を縮小することとなるが、その必要性・合理性も認められず、また罰則の適用範囲も不明確である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。			
提案主体からの再意見			
○特区提案は、本府実態調査の結果等を踏まえ、深刻な問題が顕在化する懸念が強いことから、かかる提案をしたものである。ご見解は、技術論・制度論に終始するものであり、大変残念。			
○提案内容は、多重債務者問題につきましても、借り手の立場から相談機能を強化し、救済を確実にすると同時に、資金を必要とする者には規制緩和と認証制度を設けることにより、高い次元で法の趣旨の実現を図るものである点を理解願いたい。			
○そもそも特区は、地域ごとに異なる取扱いを設けることを前提とした制度であり、ご見解は、特区制度の否定につながるものである。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I
原回答以降、本提案を認めるべき論拠等は特段示されておらず、原回答のとおり、対応は困難である。			

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の 制度化	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1066070
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	—
制度の現状	<p>国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>Sibos2012 等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設</p> <p>(1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。</p> <p>②問題点</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策</p> <p>大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>世界最大規模の国際金融関係会議である Sibos2012 の地元への経済波及効果は約 100 億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長 通達(平成 20 年2月 25 日法務省入国管理局管第 803 号)により各地方入国管理局に通達されており、すでに制度化され</p>				

ている。なお、当該臨時専用レーン等は出入国審査を簡素化するものではなく、通常の手続により入国審査が行われるものである。

また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでしまうことも考えられることから、確実かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であるとする。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	大規模な国際会議においては「航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要」との提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し ー
案内者の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その場合において案内者によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることは可能である。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し ー

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の 制度化	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1066071
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省 国土交通省
該当法令等	-
制度の現状	乗員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入りは、関係省庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。

求める措置の具体的内容	Sibos2012 等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設 (2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。</p> <p>②問題点</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策</p> <p>大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>世界最大規模の国際金融関係会議である Sibos2012 の地元への経済波及効果は約 100 億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
----------	-------	---	-------	---

立入制限区域への立入りの可否を判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE 誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国際会議等の送迎のための立入りについては、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保を前提に個別に検討することとされているので、事前に関係省庁に相談いただきたい。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	滋賀県
		提案事項管理番号	1069010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>企業や市民が、行政書士に許認可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの流れで行政書士が商業・法人登記申請代理を行えるようにして頂きたい。</p> <p>具体的内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨を明文化して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府は、現在の不況を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしておりますが、現実には、司法書士による登記申請の独占がネックとなっしまい、その施策・法改正が十分に活用されない事態が生じています。</p> <p>(具体的な問題については別紙をご参照ください)、</p> <p>このような事態は、本来「登記申請書だけ」を作成する職業である司法書士が、事実を確定する書類(定款・議事録など)まで「ついでに」作成してしまうため、起こる問題です。</p> <p>許認可制度やビザ手続きの専門家である行政書士が関与すれば、このような事態は回避できます。</p> <p>■本提案のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙記載のような、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。 ○ 国民にとって相談先が増えるので、(財)民事務協会に対して国が支出している予算を削減できる。 ○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する国の予算削減に繋がる。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の高止まりを防げる。 ○ 定款・議事録を作成した行政書士が、その流れで登記すれば、法務局からの質問にその場で回答することができるため、適正な登記に資する。 <p>本提案は、オンラインに限定したもので結構です。</p> <p>また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考えられる場合には、まず特区にて、本当にそのようなデメリットがあるのかどうか、試験実施して頂きたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>登記申請書を作成するに当たっては、登記申請書の記載内容や添付書面の内容が関係法令等に合致するものであり、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうか整理し、判断する能力が資格者代理人には必要とされ、高度な専門性が求められる。行政書士は、業として許認可手続や定款作成等を行っていることから、行政書士にも商業・法人登記が行えるとの主張であるが、そもそも、許認可手続等を行うに必要とされる知識と商業・法人登記手続に必要とされる知識とでは、要求される能力が全く別のものである。よって、行政書士が許認可手続等を行っているという実績をもって、商業・法人登記の申請手</p>				

続の代理を業として行える能力も備えていることと同視することはできず、行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業務とすることは相当ではない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	登記事務の地方自治体への移管	都道府県	滋賀県
		提案事項管理番号	1069020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	法務省設置法第4条第21号, 第18条第1項
制度の現状	法務局及び地方法務局は, 法務省の所掌事務のうち, 第4条第21号に掲げる事務(登記事務)を分掌する。

求める措置の具体的内容	企業や市民が, 気軽に登記制度にアクセスでき, かつ, 現在の法務局関連の予算を削減して地域主権を推進するため, 登記事務を法務局から地方自治体へ移管して頂きたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本提案におけるメリットは, 以下のようなものがあると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン化の進んだ現在では, 登記についても地方自治体が管理し, 事務を行うことが行政の簡素化・合理化に資する。(そもそも, 地域に存在する不動産や法人についての登記が, その自治体でなく, 国の出先機関である法務局の管轄であることの方が不合理である。) ○ 昨今の法務局の統廃合により, 近くにあった法務局が無くなってしまい, 市民が登記情報にアクセスしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減, 地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>登記制度は, 経済活動の基盤を形成し, 社会の根幹を支える制度であるため, 国が維持管理すべき制度である。この登記制度のうち不動産登記制度は, 国民の重要な財産である不動産について, その物理的現況と権利関係を明確にして, 取引の安全を図るとともに, 国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなしている。また, 商業登記制度は, 権利義務の主体となる法人を創設し, その組織と業務内容を明らかにして, 取引秩序を維持する制度であり, 国家運営の基本をなしている。</p> <p>このように, 国家運営の基本をなす登記事務については, 国の重要な政策課題の実現に当たって, その企画立案部門と連携しながら制度を運用し, あるいは見直す必要があることから, 国が企画・立案から業務執行まで一貫して担うべきである。</p> <p>以上のことから, 登記事務を地方自治体へ移管することはできない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I